



平成 28 年 5 月 13 日

各位

会社名 株式会社大真空
代表者名 代表取締役社長 長谷川 宗平
(コード番号 6962 東証第一部)
問合せ先 常務取締役 管理本部長 前田 宏
TEL (079)426-3211

単元株式数の変更、株式併合および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成28年5月13日開催の取締役会において、単元株式数の変更、株式併合および定款の一部変更について決議するとともに、平成28年6月29日開催予定の第53回定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます）に株式併合および定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

全国証券取引所では、「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき、すべての国内上場会社の売買単位を100株に統一することを目標としております。

株式会社東京証券取引所に上場する当社といたしましては、かかる趣旨を尊重して、当社株式の売買単位を 1,000 株から 100 株に変更するものであります。

(2) 変更の内容

当社株式の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(3) 変更予定日

平成 28 年 10 月 1 日

(4) 変更の条件

本定時株主総会において、「2. 株式併合」に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

2. 株式併合

(1) 併合の目的

上記「1. 単元株式数の変更」のとおり、単元株式数を1,000株から100株に変更するにあたり、全国証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5万円以上50万円未満）を勘案し、株式併合（5株を1株に併合）を実施するものであります。

(2) 併合の内容

① 併合する株式の種類

普通株式

② 併合比率

平成28年10月1日をもって、平成28年9月30日の最終の株主名簿に記載された株主様の所有株式数を基準に、5株につき1株の割合をもって併合いたします。

③ 併合により減少する株式数

併合前の発行済株式総数	45,246,212株
併合により減少する株式数	36,196,970株
併合後の発行済株式数	9,049,242株

(注) 「併合により減少する株式数」および「併合後の発行済株式数」は、併合前の発行済株式総数に株式の併合割合を乗じて算出した理論値です。

④ 併合により減少する株主数

(平成28年3月31日現在)

所有株式数	株主数 (割合)	所有株式数 (割合)
総株主	6,116名 (100.0%)	45,246,212株 (100.0%)
5株未満	146名 (2.4%)	167株 (0.0%)
5株以上	5,970名 (97.6%)	45,246,045株 (100.0%)

(注) 本株式併合を行った場合、5株未満のみの株式を所有されている株主様 146名（所有株式数の合計 167株）は、株主としての地位を失うこととなります。なお、単元未満株式を有する株主様は、株式併合の効力発生前に単元未満株式の買増しまたは買取り制度をご利用いただくことが可能です。

⑤ 併合による影響

株式併合により発行済株式総数が5分の1に減少することとなりますが、純資産額は変動いたしませんので、1株当たり純資産額は5倍となります。したがって、株式市況の変動など他の要因を除けば、当社株式の資産価値に変動はありません。

(3) 1株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第234条および第235条の定めに基づき、一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて交付いたします。

(4) 併合の条件

本定時株主総会において、本株式併合に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

3. 定款の一部変更

(1) 定款変更の目的

①上記「1. 単元株式数の変更」および「2. 株式併合」に伴い、第6条（発行可能株式総数）および第7条（単元株式数）の変更を行うものであります。なお、本変更につきましては、株式併合の効力発生日である平成28年10月1日をもって効力が発生する旨の附則を設けるものであり、当該株式併合の効力発生日をもって本附則を削除するものといたします。

②取締役および監査役が期待される役割を十分に発揮できるようにするため、取締役会の決議によって法令の定める範囲内で責任を免除することができる旨、ならびに取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）および監査役として適切な人材を確保し、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）および監査役との間で責任限定契約を締結できる旨の規定として、定款第28条（取締役の責任免除）および第36条（監査役の責任免除）を新設するものであります。なお、定款第28条（取締役の責任免除）の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。

③上記条文の新設に伴い、条数の繰り下げを行うものであります。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は下記のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第6条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は、<u>130,000,000</u>株とする。</p> <p>第7条（単元株式数） 当社の単元株式数は、<u>1,000</u>株とする。 (新設)</p> <p>第28条～第34条（条文省略） (新設)</p> <p>第35条～第41条（条文省略）</p>	<p>第6条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は、<u>26,000,000</u>株とする。</p> <p>第7条（単元株式数） 当社の単元株式数は、<u>100</u>株とする。</p> <p>第28条（取締役の責任免除） <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>2. <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額とする。</u></p> <p>第29条～第35条（現行どおり）</p> <p>第36条（監査役の責任免除） <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>2. <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額とする。</u></p> <p>第37条～第43条（現行どおり）</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<u>(附則)</u> <u>本定款第6条および第7条の変更の効力発生日は、平成28年6月29日開催の第53回定時株主総会の議案に係る株式併合の効力が発生した日とする。なお、本附則は、当該株式併合の効力発生日の経過後、これを削除する。</u>

(3) 定款一部変更の条件

本定時株主総会において、「2. 株式併合」に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

3. 日程

取締役会決議日	平成28年5月13日(金曜日)
定時株主総会決議日	平成28年6月29日(水曜日)
定款の一部変更(第6条、第7条を除く)の効力発生日	平成28年6月29日(水曜日)
単元株式数の変更の効力発生日	平成28年10月1日(土曜日)
株式併合の効力発生日	平成28年10月1日(土曜日)
定款の一部変更(第6条、第7条)の効力発生日	平成28年10月1日(土曜日)

※上記のとおり、株式併合および単元株式数の変更の効力発生日は平成28年10月1日ですが、東京証券取引所における売買単位が1,000株から100株に変更される日は、平成28年9月28日となります。

以上

添付資料：【ご参考】単元株式数の変更および株式併合に関するQ&A

【ご参考】

単元株式数の変更および株式併合に関するQ & A

Q 1. 単元株式数の変更、株式併合とはどのようなことですか。

A 1. 単元株式数の変更とは、株式の議決権の単位および証券取引所での売買の単位となる株式数を変更することです。また、株式併合とは複数の株式をあわせてそれより少ない数の株式にすることです。

今回当社では、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するとともに、5 株を 1 株とする株式併合を実施いたします。

Q 2. 単元株式数の変更、株式併合の目的は何ですか。

A 2. 全国証券取引所では、「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき、すべての国内上場会社の売買単位を100株に統一することを目標としております。

株式会社東京証券取引所に上場する当社といたしましては、かかる趣旨を尊重して、当社株式の売買単位（単元株式数）を 1,000 株から 100 株に変更するとともに、全国証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5 万円以上 50 万円未満）を勘案し、5 株を 1 株とする株式併合を実施いたします。

Q 3. 所有株式数や議決権数はどのようになるのですか。

A 3. 株主様の株式併合後の所有株式数は、平成 28 年 9 月 30 日最終の株主名簿に記載された株式数に 5 分の 1 を乗じた株式数（1 株に満たない端数が生じる場合には、切り捨てます。）となります。また、議決権数は併合後の所有株式数 100 株につき 1 個となります。

具体的には、単元株式数の変更および株式併合の効力発生の前後で、所有株式数および議決権数は次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	所有株式数	議決権数	所有株式数	議決権数	端数株式
例①	2,000 株	2 個	400 株	4 個	なし
例②	1,100 株	1 個	220 株	2 個	なし
例③	1,026 株	1 個	205 株	2 個	0.2 株
例④	500 株	0 個	100 株	1 個	なし
例⑤	453 株	0 個	90 株	0 個	0.6 株
例⑥	4 株	0 個	0 株	0 個	0.8 株

株式併合の結果、1株に満たない端数株式（以下「端数株式」といいます。）が生じた場合（上記の例③、⑤、⑥のような場合）は、一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じてお支払いいたします。

なお、株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買増しまたは買取り制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。具体的な手続きについては、お取引の証券会社または後記（※）の当社株主名簿管理人にお問い合わせください。

効力発生前のご所有株式数が5株未満の場合（上記の例⑥のような場合）は、株式併合により、すべてのご所有株式数が端数株式となり、株主としての地位を失うこととなります。

Q 4. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値に影響を与えないのですか。

A 4. 株式併合を実施しても、その前後で、会社の資産や資本が変わることはありませんので、株式市況の変動など他の要因を別にすれば、株主様のご所有の当社株式の資産価値が変わることはありません。ご所有の株式数は併合前の5分の1となりますが、1株あたりの純資産額は5倍となるためです。また、株価についても理論上は併合前の5倍となります。

Q 5. 何か手続きをしなければならないのですか。

A 5. 特段のお手続きの必要はございません。なお、上記Q 3に記載のとおり、5株未満の株式については、株式併合により端数株式となるため、これを当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じてお支払いいたします。

Q 6. 株式併合後も単元未満株式の買増しや買取りをしてもらえますか。

A 6. 株式併合の効力発生前と同様、市場での売買ができない単元未満株式を所有する株主様（上記Q 3の例②、③、⑤のような場合）は、単元未満株式の買増しまたは買取り制度をご利用いただけます。具体的な手続きは、お取引の証券会社または後記（※）の当社株主名簿管理人にお問い合わせください。

Q 7. 受取る配当金への影響はありますか。

A 7. 今回の株式併合により株主様のご所有株式数は5分の1となりますが、株式併合の効力発生後にあつては、併合割合を勘案して1株当たりの配当金を設定させていただく予定ですので、業績変動その他の要因を別にすれば、株式併合を理由として株主様の受取配当金の総額が変動することはありません。ただし、株式併合により生じた端数株式につきましては、当該端数株式に係る配当は生じません。

Q 8. 今後の具体的なスケジュールはどうなりますか。

A 8. 次のとおり予定しております。

平成 28 年 5 月 13 日（金曜日） 取締役会決議日

平成 28 年 6 月 29 日（水曜日） 定時株主総会決議日

平成 28 年 9 月 27 日（火曜日） 1,000 株単位での売買最終日

平成 28 年 9 月 28 日（水曜日） 100 株単位での売買開始日

平成 28 年 10 月 1 日（土曜日） 単元株式数の変更および株式併合の効力発生日

平成 28 年 10 月下旬 株式割当通知の発送（予定）

平成 28 年 12 月上旬 端数株式相当分の処分代金のお支払い（予定）

（※） 当社の株主名簿管理人：

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

〒168-0063 東京都杉並区和泉 2 丁目 8 番 4 号

電 話： 0120-782-031（フリーダイヤル）

受付時間： 9:00～17:00（土・日・祝祭日を除く）

以 上